

橋下「維新」許さない

労組事務所めぐるたたかい

下

橋下徹氏が市長選で大阪市長になったのは2011年11月のこと。大阪府知事時代からの公務員バッシングを繰り返して、労働組合を敵視し、市民の声に耳を傾けようとしませんでした。

心ない仕打ち

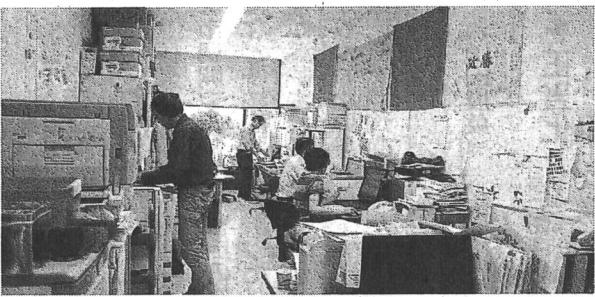
大阪地裁で憲法違反と断罪された「思想調査アンケート」も、市職員の心に大演説では、「職員が民意を語ることは許さない」「公務員の組合をさばらせておくと国が破たんする」などと発言。翌年4月、新入職員に対する辞令交付式では「皆さん市に命令す

る立場です」と言ってのけました。

内部通報が奨励され「どこでもドアがある。ドアを開ければ、そこに橋下市長がいる」といわれ、ぐちも冗談も言えないほど市職員は萎縮していました。

罪された「思想調査アンケート」も、市職員の心に大きな影を落としました。大阪自治労連の荒田功委員長は「住民のためにまじめに答えなければ処分する」なんて。なぜこんな心ない

橋下市長は、組合事務所を庁舎内から追い出すため、退去を求める理由も口々に変えていました。



憲法かけ裁判勝利を

民主主義への挑戦
全労連の井上久事務局長

橋下市長は「選挙に勝つ

たら何をやってもいい」と

です。

地方自治を壊し、大企業を優遇する新しい収奪の体制づくりをすすめています。独裁的なやり方を押し

つけ」だったのが、裁判の中で『斤舎内のスペースが足りない』に変わり、後出しじゃんけんのように労使関係条例をつくって退去を正当化しようとしたのです（大阪市役所労働組合の田所賢治委員長）

しかし、裁判の審理の中で、逆にスペースには余裕があることが明らかになりました。

そこで橋下市長がもちだ

したのが、大阪市の労使関係条例でした。労使交渉の範囲を限定し、行政のあり方や予算、機構、人員配置など「管理運営事項」の交渉を禁止。さらに第12条で

反し、市民の権利をないがりにします。こんな条例が憲法より優先されるなど

うな中身に改正してしまった。これは法の支配に対する明らかな挑戦であり、日本の民主主義への挑戦です。

そこで橋下市長がもちだしたのが、大阪市の労使関係条例でした。労使交渉の範囲を限定し、行政のあり方や予算、機構、人員配置など「管理運営事項」の交渉を禁止。さらに第12条で関する便宜の供与は、行わないものとする」と規定し、組合事務所の退去の理由を後付けしました。

自治労連の猿橋均委員長は「おわり